

TPP及び日EU経済連携協定(EPA)における地理的表示の保護

小山 隆史*

1. はじめに

地理的表示(「geographical indications」, 以下「GI」という)¹の保護については、ぶどう酒(ワイン)・蒸留酒(スピリッツ)以外の產品について、GI保護を強化しようとする欧州(EU², スイス他)と、GI保護の強化に反対する(現状維持を目指す)米国、豪州、ニュージーランドといったいわゆる新大陸諸国との間で様々なフォーラムにおいて争いが続いている。この争いは、双方の主要な輸出品である農產品³のGIを巡って特に顕著である。GIは、知的財産分野において先進国・地域間で保護のあり方を巡って大きな対立がある珍しい分野である。

日本は、これらの両勢力がそれぞれ主導する環太平洋パートナーシップ協定(以下、「TPP」という)と日EU経済連携協定(以下、「日EU・EPA」という)の交渉を同時に行うことになったため、GI保護についての相反する要求を調整していくことになり、また交渉中に国内法の立法や改正、表示基準の制定を行いつつ対応するなど、極めて難しい交渉を行うことになった。

本稿では、まずGI保護を巡る国際的状況を概観し、その後TPP及び日EU・EPAで問題となっ

たGI保護を巡る論点を取り上げて、両協定の関連規定やその趣旨を解説しつつ、国内制度との関係や、どのように両協定の両立が図られたのかについても見ていきたい。

なお、本稿中の意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることを予めお断りしておく。

2. GI 保護を巡る国際的状況

(1) GIの保護についてはTRIPS協定第3節で定められている。すなわち、加盟国で保護されているGIについて、(a)商品の原産地を誤認させるような方法で、商品が真正の原産地以外の地理的区域を原産地とすることを表示し又は示唆する手段の使用や、(b)パリ条約10条の2に規定する不正競争行為を構成する使用が禁じられる(22条2項)⁴。また、GIを含む商標の登録で当該GIと原産地を異にする商品についてのものは、かかる商標の使用が真正の原産地について公衆を誤認させるような場合に限り、拒絶し又は無効としなければならない(同条3項)⁵。

他方、ぶどう酒・蒸留酒のGIにはより高い保護が与えられており(追加的保護又は絶対的保護)、真正の原産地が示される場合や、GIが翻

1- 地理的表示とは、TRIPS協定22条1項によれば、「ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示」とされている。

2- 本稿ではEC(European Community)についても便宜上EUと表記することがある。

3- 本稿では「農產品」を農林水産物や食品を含むものとして用いる(EUではビールも農産物に分類されている)。

4- 具体例として、「北海道産ロックフォール」は、フランスでGIとして保護されているチーズ「ロックフォール」の名称を原産地とは異なる北海道のチーズに使用しているが、消費者は北海道産のチーズであることがわかるため、このような使用は(その他に誤認のおそれがある表示等がない限り)禁止されない。日本は、不正競争防止法2条1項20号、3条及び4条により対応している。

5- 日本は、商標法4条1項16号(商標登録を受けることができない商標-品質誤認)、15条(拒絶の査定)及び46条(商標登録の無効の審判)により対応している。

*弁護士法人大江橋法律事務所東京事務所(弁護士(日本・NY州)・弁理士)
前外務省経済局知的財産室長、前内閣官房TPP等政府対策本部交渉官(知的財産分野)

訳されて使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合であっても、当該GIに表示されている場所を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒への使用は禁じられる(23条1項)⁶。また、ぶどう酒・蒸留酒のGIを含む商標の登録であって、当該GIと原産地を異にするぶどう酒・蒸留酒についてのものは、(誤認のおそれがなくとも)拒絶し又は無効としなければならない(同条2項)⁷。

ぶどう酒・蒸留酒についてのみ追加的保護が認められたのは、全ての產品について絶対的保護を求めるEUと、欧州言語を用いる欧州からの移民が移民元にちなんで町の名前を付けたり、欧州の產品と同じ產品をその名称を用いて生産したりしている米国、カナダ、ラテン・アメリカ諸国、豪州等の新大陸諸国の強い反対との妥協の産物であった⁸。

(2) TRIPS協定は、発効後のビルト・イン・アジェンダとして、GIの多数国間通報登録制度の創設について交渉することを定めている(23条4項)。しかし、法的拘束力の強い制度を志向するEU・スイスの立場⁹と、各国の負担の軽い制度を志向する日米加豪等の共同提案国¹⁰との対立が大きく、実質的な進展は見られていない。また、EU・スイス等が、ぶどう酒・蒸留酒のみならず、全ての產品について多数国間通報登録制度を設立すべきと主張しているのに対し、

日米等の共同提案国は、TRIPS理事会特別会合のマンデートはぶどう酒・蒸留酒の多数国間通報登録制度の議論に限定されるべきとの立場である。

さらに、TRIPS協定24条1項は、前条(23条)の規定に基づく個々のGIの保護の強化を目的とした交渉を行うことを合意すると定めており、EU・スイスらは、①TRIPS協定23条レベルの保護をぶどう酒・蒸留酒から全產品へ拡大する、②現行協定のGI保護の例外条項は維持される、との提案をしているが¹¹、拡大賛成派(EU、スイス、インド、ブラジル等のいわゆるW52共同提案国¹²)と拡大反対派(米加豪ラ米諸国等の新大陸諸国)の間で対立が深く、議論の進展は全く見られていない。

(3) 米国は1999年、EUのGI保護制度は、外国產品のGI保護に相互主義を適用している点がTRIPS協定3条の内国民待遇義務に違反し、また、先行商標が存在する場合でも後願GIが共存する点が商標の排他的権利を定める同協定16条に違反するなどとして、WTO紛争解決手続に基づく協議要請を行った(WT/DS174)¹³。豪州も同様の理由に基づいて2003年に協議要請を行った(WT/DS290)。その後設置されたパネルが2005年、内国民待遇違反は認めたが、商標の排他的権利の侵害については、16条に違反するが商標権の例外を認める17条によって正当化さ

6-具体例として、「山梨産ボルドーワイン」や「ボルドー風ワイン」といった使用も禁止される。日本は、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」86条の6に基づく「地理的表示に関する基準」(平成6年12月国税庁告示第4号)を定めて行政上の措置により対応した。

7-日本は商標法4条1項17号を新設して対応した。

8-高倉成男「地理的表示の国際的保護」(知財研フォーラム Vol.40, 2003年)25頁、尾島明『逐条解説TRIPS協定』(日本機械輸出組合, 1999年)103頁。この妥協の背景に、ウルグアイ・ラウンド交渉における農業交渉と知財分野の交渉との間で取引があったと指摘されている。

9-制度の参加国と非参加国を分けた上で、全ての產品のGIについて、通報後18か月間に異議を申し出た場合には関係国間で協議し、期間満了後は(異議があればそれを付記した上で)GIが登録され、異議を申し出なかった国は当該GIについて法的手段を与える義務や将来異議を申し立てる権利を喪失する等を内容とする。非参加国にも一定の法的拘束力がある。TN/IP/W/11(EC提案, 2005年)。

10-加盟国の参加は任意、WTOのウェブサイト上に参照用データベースを作成する、法的効果は各国が決定する等を内容とする提案。TN/IP/W/10(2005年)及び修正提案TN/IP/W/10/Rev.1(2008年)。また、香港提案(TN/IP/W/8)は前掲脚注9のEC提案と日米加豪等の共同提案の折衷案(通報登録されたGIを保護するかどうかは各国の判断に任されるが、一部緩い法的効果を自動的に認める、制度への参加は任意)も出されている。

11-前掲脚注9のTN/IP/W/11において、EUは追加的保護の対象を全產品に拡大すること、及び例外規定の維持等を提案している。また、インド・スイス・EC等のTN/C/W/14(2003年)。

12-TN/C/W52(EC, スイス, パキスタン, インド, 中国, タイ, インドネシア, ブラジル, ペルー, アフリカ・カリビアン・太平洋諸国グループ, アフリカグループらの共同提案, 2008年)は、GIの多数国間通報登録制度及び対象產品拡大と(途上国側の求める)特許出願における遺伝資源・伝統的知識の出所開示義務をセットにした提案。また、今村哲也「地理的表示に係る国際的議論の進展と今後の課題」(特許研究, No.55, 2013年3月)16~22頁参照。

13-本件紛争の背景の1つとして、米国企業アンハイザー・ブッシュ社が保有するビールの商標「Budweiser」を巡り、チェコの国営ビール会社Budejovický Budvar社との法的紛争があった(WT/DS174/R, 7.536及び7.573並びにWT/DS174/R/Add.1, Annex A-4, paras. 77-78及びAnnex A-8, paras. 68~70等参照)。

れると判断した¹⁴。以降、米国や豪州らは先行商標との抵触が16条違反であることを強調し、EUは先行商標とGIの共存 (co-existence) が17条で認められると強調するようになった。

(4) また、WIPOでの「原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定」(以下「リスボン協定」という)の改正交渉において、特別の (sui generis) GI保護制度を前提とする (原産地名称と同様の) 拘束的なGIの国際登録制度の導入が提案され、2015年の外交会議において、リスボン同盟国のみの採決によりジュネーブアクトを成立させた (2020年2月発効)。この改正は内容的にも手続的にも全く受け入れられないとの米国の強烈な反発を招き、その後のWIPOの予算問題にまで波及し、この問題は現在も続いている¹⁵。

(5) このような多数国間フォーラムの膠着化や対立の激化もあり、GI保護を巡る主戦場は自由貿易協定 (FTA)・経済連携協定 (EPA) に移っている。FTA・EPA交渉において、GIの保護強化 (特に、TRIPS協定23条プラスの保護水準及び対象製品の拡大、先行商標と後願GIの共存、個別GIの相互保護の約束) を求めるEUと、保護レベルの強化を防止し、透明性や適正手続 (事前異議・事後取消し等) の導入を要求する米国、豪州、ニュージーランドらとの間で、自陣営の要求を交渉相手国に認めさせることによりデファクトスタンダード化を目指す激しい駆け引きが行われている。

(6) FTA・EPA交渉で特に問題となっているGI製品は、農産品のうちでも乳製品 (具体的にはチーズ) のGIである。EU、米国、豪州及びニュージーランドのいずれもチーズが主要産品・輸出品であるところ、チーズ等の農産品の輸出相手国がEUなどの外国GIを保護すると、(仮に交渉相手国から農産品の関税撤廃・削減

の約束を取り付けたとしても) 当該GIの名称を使用した米国らの農産品の輸出・販売が相手国でGI侵害となってしまう¹⁶。EUは域内のGIを相手国で保護させることにより、それらのGI製品の輸出・販売を促進させるとともに、新大陸諸国が当該GIの名称を用いて輸出・販売することをGI侵害として禁止させ、市場競争において有利な地位を確保しようとしている。このように、GI保護を巡るFTA・EPA交渉は農産品の市場アクセス交渉ともリンクしており、交渉結果のインパクトは知的財産分野の規律にとどまらない。

(7) これら両陣営が交錯した例として、米国とEUとはほぼ同時期にFTA交渉を行った韓国の例がある。米韓FTAの交渉が先行して2007年6月に一度署名したが、その後追加交渉を行っている間にEU韓FTAが合意して先に暫定適用した (2011年7月)。米韓FTAは、GIの保護について異議手続や取消制度を設けることを義務付けており (18.2条14項 (e))、先行商標との抵触や一般名称であることを異議・取消事由とすることも定めている (同条15項 (a))。他方で、EU韓FTAは、農産品を含む双方のGI (EUはぶどう酒及び蒸留酒102産品並びにビールを含む農産品60産品、韓国は蒸留酒1産品及び農産品63産品) を保護することを約しており (10.18条3項及び4項並びに10.19条、附属書10-A及び10-B)、保護水準はTRIPS協定23条レベルである (10.21条1項)。米国は、韓国が事前の異議申立ての機会を利害関係者に与えることなくEUのGIを保護したことを「自動的保護」と呼んで非常に問題視した¹⁷。このような事態が生じた理由としては、EU韓FTA暫定適用時には米韓FTAが発効していなかったためであるが、米韓FTAが国際協定に基づくGI保護について明確に規律していなかったためとの指摘がある¹⁸。

14-WT/DS174/R (2005年3月15日報告書配布、同年4月20日DSB報告書採択)。また、米谷三以「ECの農産品及び食品の商標及び地理的表示の保護」(DS174/DS290) (経済産業省『WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書』, 2005年)、内藤恵久「GIと既存商標との関係に関するパネル (DS174) について」(「付論2 地理的表示と商標との関係に関する一考察」別添資料) (農林水産政策研究所『地理的表示の保護制度について - EUの地理的表示保護制度と我が国への制度の導入 - 研究報告書』, 2012年6月)。

15-米国USTRスペシャル301条報告書 (2020年版) 21頁において、米国はEUや一部のEU加盟国の動きを強く批判している。

16-前掲脚注15・報告書 (2020年版) 19頁以下。米国はEUの具体的なチーズのGI (danbo, havarti, fontina, gorgonzola, parmesan, asiago, feta) を挙げている。

17-EUによれば、事前異議手続を行わなかったのは韓国側の判断であった。

18-大町真義「FTA/EPAへの多数国間知財問題の波及とその含意 - 先進国・開発途上国及び新旧世界による地域貿易協定の利用の新たな段階か? -」(AIPPI Vol.57 No.10, 2012年) 641頁。

(8) 米国はこの「教訓」を踏まえて、国際協定に基づくGI保護に対してより厳しい規律を求めるようになり、EUのGI保護強化策に対して、米国農産品の外国市場アクセスが阻害されないよう様々なフォーラムで対抗していく姿勢を明確にした¹⁹。2010年に開始されたTPP交渉は米国にそのための格好の機会を与えるものであった²⁰。また、北米自由貿易協定(NAFTA)²¹が改正されて成立した米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)(2020年7月発効)²²は、TPPのGI規律を更に強化するとともに、EUと協定改正交渉を行っていたメキシコと米国との間で、チーズの一般名称リストを含むサイドレターが交わされている²³。

他方でEUは、EU韓FTAにおいて農産品についても高いレベルのGI保護を確保することに成功した後、かかる動きを加速させた²⁴。最近では、EUカナダFTA(CETA)²⁵及びEUベトナムFTAが農産品のGIにも高いレベルの保護を約束している。

3. 日本のTPP交渉と日EU・EPA交渉への同時参加

(1) 日本のWTOでの立場は長らく、GIの追加的保護の対象製品の拡大の必要性につきメリット・デメリットを十分見極めるというものであった。日本が2001年にEPA交渉を開始した後、蒸留酒について、メキシコ(2005年発効)、チリ(2007年発効)及びペルー(2012年発効)とのEPAを通じて相互に保護を確認している²⁶。しかし、23条レベルの保護の他の製品への拡大には消極的であった²⁷。

また、当時の国税庁の表示基準では、外国GIは国税庁長官の指定対象ではなかったほか、指定・確認前の事前異議手続も整備されていなかった²⁸。農産品については、2006年4月1日に導入された地域団体商標制度の対象であったが、sui generisの保護制度はまだ存在していなかった²⁹。

(2) その後日本は、2013年4月から日EU・EPA交渉を開始し、TPP交渉には同年7月から途中参加した。TPPは2015年10月に大筋合意に至り、翌2016年2月4日に署名された。その後

19-米国USTRスペシャル301条報告書(2016年版)23頁以下。EUのGI制度に問題があることを指摘し、にもかかわらずEUがそのようなGI制度を域内外に拡張しようとしていることを批判している。また、EUとGI保護について交渉している国にも二国間の文脈で懸念を表明しているとし、それらの国として日本も挙げている(同24頁)。翌年以降の報告書でも同様の記載がある。

20-前掲脚注19・報告書(2016年版)には、TPP及び地理的表示についての米国の立場が詳細に記載されている。TPPのGI規律について、「総合的に見て、これらのTPPの条項は、米国生産者及び取引業者に害を与えてきた抜け穴を塞ぐことに資することを目的としている。」と評価している(12頁)。

21-NAFTA1712条1項及び2項はTRIPS協定22条2項及び3項と同様の規定であり、313条及び附属書313は特産品(distinctive products)として、バーボンウイスキー及びテネシーウイスキー(米国)、カナディアンウイスキー(カナダ)並びにテキサラ及びメスカル(メキシコ)の名称について相互に保護することを定めている。

22-USMCAでは、前掲脚注21記載の附属書313と同旨の特産品保護の規定(附属書3-C, 3.C.2条)に加え、米国・メキシコ間で、米国の「アメリカ産ライ・ウイスキー」並びにメキシコの「バカノラ」、「チャランダ」及び「ソートル」についてそれぞれ保護する手続を開始することを確認している(ライトハイザー米通商代表からグアハルド・メキシコ経済大臣宛2018年11月30日付けサイドレター)。

23-ライトハイザー米通商代表からグアハルド・メキシコ経済大臣宛2018年11月30日付けサイドレター。

24-EU中米連合協定(2013年8月にホンジュラス、ニカラグア及びパナマについて、同年10月にコスタリカ及びエルサルバドルについて、同年12月にグアテマラについて暫定適用)、EUコロンビア・ペルー・エクアドル貿易協定(2013年3月にペルーについて及び同年8月にコロンビアについて暫定適用、2017年1月にエクアドルが協定加入)、EUウクライナ連合協定(DCFTAは2016年1月暫定適用、2017年9月連合協定発効)、EUジョージア連合協定(DCFTAは2014年9月暫定適用、2016年7月連合協定発効)、EUモルドバ連合協定(DCFTAは2014年9月暫定適用、2016年7月連合協定発効)、EUシンガポールFTA(2019年11月発効、EU側のGIのみ保護)、EUベトナムFTA(2020年8月発効)など。協定によって保護レベルや保護手続に多少の違いがある。

25-CETAはEU側のGIのみ保護している。なお、ぶどう酒・蒸留酒については、EU加ワイン・スピリッツ協定(2003年)がある。

26-日メキシコEPAは、発効時にメキシコの「テキサラ」及び「メスカル」と日本の「壱岐」、「球磨」及び「琉球」の保護を相互に確認し、その後の改正においてメキシコの「ソートル」、「バカノラ」及び「チャランダ」と日本の「薩摩」の保護を追加的に相互確認している。日チリEPAでは、チリの「チリ産ビスコ」と日本の「薩摩」の保護を相互に確認し、日ペルーEPAでは、ペルーの「ビスコ・ペルー」と日本の「壱岐」、「球磨」、「琉球」及び「薩摩」の保護を相互に確認している。

27-小山隆史「経済連携協定(EPA)における知的財産分野の交渉〔7〕」(国際商事法務 Vol.40, No.19, 2012年)1387～1391頁、飯島隆「日EU経済連携協定(EPA)における酒類にかかる交渉結果について」(日本醸造協会誌、第113巻第10号、2018年)598頁参照。また、日スイスEPAにおけるGIの合意内容について、小山・上記連載〔9〕(Vol.40, No.10, 2012年)1561～1563頁参照。

28-前掲脚注6の国税庁告示第4号及びその後の改正平成17年9月国税庁告示第23号(対象に「清酒」を追加)。

29-2012年に農林水産省内に「地理的表示保護制度研究会」が設置され、同年に「地理的表示保護制度研究会報告書骨子案」が取りまとめられ、sui generisのGI保護制度の導入を提言している。

トランプ大統領の当選により米国のTPP離脱が決まったが、日本らの主導により11か国で交渉したTPP11が2017年11月に大筋合意し、2018年3月に署名され、同年12月30日に(批准した6か国の間で)発効した(TPP11のGI節はTPPの規定と同じである)。他方、日EU・EPAは、2017年7月に大枠合意に至り、同年12月に交渉妥結、翌2018年7月に署名され、2019年2月1日に発効した。日EU・EPAでは、日本側GI(酒類8産品、農産品48産品)及びEU側GI(酒類139産品、農産品71産品³⁰⁾の相互保護が約束された。

(3) 国内法については、両協定の交渉中もsui generis制度の検討が続けられた後、2014年4月に法案が国会に提出されて6月に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」(以下「GI法」という)が成立し、翌2015年6月1日に施行された。しかし、TPPの最終合意直後の同年11月25日に法改正の方針(国際協定に基づくGIの相互保護手続の導入)を公表し³¹⁾、翌2016年秋

の臨時国会でTPPの国会承認とともに関連法が成立した後、同年12月26日に改正GI法は先行して施行された。さらに日EU・EPAが署名されて国会に提出された際に再度改正法案を提出し、同改正は日EU・EPA発効日の2019年2月1日に施行された。国税庁は、TPPの合意等も踏まえて2015年10月30日に「酒類の地理的表示に関する表示基準」(以下「酒類GI表示基準」という)を新たに定めている³²⁾。

(4) TPPと日EU・EPAにおけるGI規定の概要は以下の表のとおりである。

TPPは、そもそもGIの保護義務や保護水準を定めていない(商標で保護する場合を除く)。GI節冒頭の18.30条は、「締約国は、GIが、商標、特別の(sui generis)制度又はその他の法的手段(other legal means)³³⁾によって保護されることができ(geographical indications may be protected through …)ことを認める。」と定めるにとどまる。その上で、国内制度で保護する場

【TPPと日EU・EPAのGI規定の概要】

TPP 協定 (第 E 節)		日 EU・EPA (第 B 節第 3 款)	
18.30	GI の保護手段	14.22	対象となる産品 (酒類・農産品)
18.31	国内 GI 保護制度 (異議・取消し等)	14.23	国内 GI 保護制度 (異議・取消し等)
18.32	異議・取消事由等	14.24	GI リスト (附属書) の保護
18.33	一般名称を決定するための指針	14.25	GI の保護範囲 (保護水準)
18.34	複合名称	14.26	GI の使用の範囲
18.35	GI の保護開始日	14.27	商標との関係
18.36	国際協定に基づく GI 保護	14.28	保護の執行 (当局による措置)
		14.29	例外 (先使用等)
		14.30	GI リスト (附属書) の改正
		附 属 書 14-A	両締約国の GI 保護法令
		附 属 書 14-B	両締約国の GI リスト

30-日本の国内制度で保護されている「プロシュット・ディ・パルマ」(イタリア)を除いた数(附属書14-B関係脚注参照)。

31-「総合的なTPP関連政策大綱」(平成27年11月25日TPP政府総合本部決定)15頁。

32-平成27年国税庁告示第19号。

33-米国は、酒類の表示等を規制している連邦アルコール管理法(FAA法)及び関連連邦規則等は「他の法的手段」に該当するとの立場である。

合の手續(事前異議・取消し等)や異議・取消事由, 一般名称の決定指針, 複合名称の取扱い, GIの保護開始日や, 国際協定に基づくGI保護への規律等, GI保護を規制する規定を多く含んでいる。

他方, TPPの商標節は, 商標に団体商標及び証明商標を含めることを義務付けている(但し, 法令において証明商標を別の区分として定める必要はない。18.19条第1, 2文)。また, 締約国は, GIとして用いられ得る標識を商標制度に基づく保護の対象とすることができるよう定めると規定している(同条第3文)³⁴。

なお日本は, 米国との間でバーボンウイスキー及びテネシーウイスキー(米国)と山梨ワイン, 壱岐焼酎, 球磨焼酎, 薩摩焼酎, 琉球泡盛, 白山清酒及び日本酒(日本)の保護に向けた検討手續をそれぞれ開始する旨のサイドレター, カナダとの間で双方の個々の酒類GIが原産国で保護されていることを確認する等のサイドレター, チリ及びペルーとの間で各EPAで約束された個々のGIの保護を確認する各サイドレターをそれぞれ交換している。

TPPとは対照的に, 日EU・EPAは, GI保護について, 保護範囲(保護水準)³⁵, 使用の範囲, 商標との関係, 例外等の詳細な規定を置き, 保護する個々のGIを附属書に記載している。

(5) TPP交渉及び日EU・EPA交渉では様々な論点や問題が次々と生じたが, 以下では, 紙幅の関係もあり, その中でもGI保護を巡る国際交渉において争点となっているものとして, ①翻訳・音訳の扱い, ②商標とGIとの関係, ③一般名称(普通名称), ④異議申立て・事後取消しについて取り上げることにした。

4. GIの保護水準－翻訳・音訳の扱い

(1) GIの保護水準に関する問題として, ぶどう酒・蒸留酒以外の製品についてのGIの翻訳(translation)・音訳(transliteration)の使用をまず取り上げる。

米国は, ぶどう酒・蒸留酒以外の製品については, 消費者に原産地について誤認のおそれがない場合にまでGI保護(の反射効又は間接的効力)として第三者による翻訳・音訳の使用を禁ずることは認めない立場(翻訳・音訳の保護を求めるためにはGI保護申請の際に積極的に当該翻訳・音訳の申請を行うことが必要)である(TRIPS協定23条レベルの保護の否定)。

これに対してEUは, 域内でぶどう酒・蒸留酒のみならず農産品のGIについても高い保護を与えており, 第三者が翻訳(translation)や音訳(transliteration)等を使用することも禁じている³⁶。FTA・EPA交渉においても, 真正な原産地が表示される場合等であっても, 翻訳や音訳等の使用禁止を求めている³⁷。

(2) TPPは, 国内制度により翻訳又は音訳について保護を与える(第三者の使用を禁じる)場合には, 翻訳又は音訳についても, 少なくとも先行商標との抵触や一般名称であることを根拠とする異議申立て・取消請求を第三者が利用可能とすることを求めている(18.32条5項)。なお, GI保護を申請する者がGI名称とは別に当該GIの翻訳・音訳の保護を申請することは求められていない。

また, 後述7.2の国際協定に基づくGI保護における事前異議手續においては, 対象GIの詳細をインターネット上で開示するにあたり, GIの翻訳又は音訳について保護が検討されているかどうかを明示することが求められている(18.36

34-18.19条第3文の脚注10は, (GIの定義を満たす)標識又はその組み合わせは, GIの保護のための一若しくは二以上の法的手段又は当該法的手段の組合せにより保護することができるものとするを定めている。

35-14.25条1項においてGI保護として確保することが義務付けられている「法的手段」は, 民事上の救済に関する権利行使(第C節第2款)との関係でも, 行政上の措置による実施が認められており(14.25条1項脚注), TRIPS協定23条1項脚注4と同趣旨である(14.28条は当局による措置を規定している)。第C節第2款にも脚注2が付されており, 日本におけるGIに係る民事上の権利行使はTRIPS協定22条レベルの範囲内(担保法は不正競争防止法)で確保されることとされている。他方, TPPは, (商標で保護する場合を除き)そもそもGIの保護義務や保護水準を定めていないため(したがって, TRIPS協定の規定や柔軟性が維持される), 民事上の権利行使との関係でも日EU・EPAで置かれたような脚注は不要と整理されている。

36-EU規則1151/2012, 13条1項(b)(農産品)(translationのみ), EU規則1308/2013, 103条2項(b)(ぶどう酒)(translation, transcription及びtransliteration), EC規則110/2008, 16条(b)(蒸留酒)(translationのみ)等。

37-EUインドネシアFTA(EU提案条文)X.33条1項(b)参照。

条1項(b))。ここでも対象GIの個々の翻訳・音訳を明示することまでは求められておらず、例えば、対象GIが保護される場合にはその翻訳・音訳も保護されることが明らかであればよい(これにより、利害関係者が自らが問題と考える個々の翻訳・音訳について異議を申し立てることが可能となる)。具体的には、対象GIの公示の際に翻訳・音訳も保護されることを一般的に記載することでも足りると解されている。

TPP交渉では、ぶどう酒・蒸留酒以外の産品について、第三者によるGIの翻訳形式での使用又は登録を禁止してはならないといった厳しい提案もあったが、支持を得られなかった。その後、翻訳の使用が、先行商標等との混同のおそれを惹起する場合、GIと誤認するおそれがある場合及びパリ条約10条の2に規定する不正競争行為を構成する場合にのみ禁止することができる(TRIPS協定22条レベルの維持)といった提案を経て、翻訳・音訳についても異議・取消制度を利用可能とするとの現在の条文のコンセプトに収斂した。

(3) 日EU・EPAでは、GIを当該GIの明細書(生産基準)の該当する要件を満たしていない同種の商品に対して使用すること³⁸は、①真正の原産地が表示される場合、②GIが翻訳又は音訳^{39, 40}されて使用される場合、並びに、③GIが「種類」、

「型」、「形式」、「模造品」等の表現を伴う場合であっても禁止される(14.25条1項(a))。TPPの規律が前述の要件となったこともあり、日EU・EPAでは翻訳・音訳の保護に合意している^{41, 42}。

(4) 日本のGI法は類似等表示の使用を禁止しており(3条2項)、当該表示には「翻訳」及び「音訳」が含まれる⁴³。また、酒類GI表示基準は「地理的表示の名称が翻訳された上で使用される場合」も保護対象としており(9項)、「翻訳」には「音訳」が含まれる⁴⁴。

TPPは、翻訳・音訳の保護自体は禁止せず、代わりに、国内登録又は国際協定経由を問わず、翻訳・音訳に対する事前異議申立ての機会を第三者(国)に保障し、具体的に問題と考える個々の翻訳・音訳についての利害調整を登録・合意発効前に可能とした点で、EUの対象産品拡大の動きと両立し得る一定のチェック機能を獲得したと評価することができよう。

(5) なお、イタリアのチーズのGI「Parmigiano Reggiano」と「Parmesan」との関係については、欧州司法裁判所は後者が前者の「翻訳」かどうかは明確には判断せず、後者が前者を想起させるもの(evocation)との理由で使用が禁じられると判断している(複合名称の箇所を改めて触れる)⁴⁵。また、ビールの商標「Budweiser」とチェ

38-例えば、ある牛肉のGIについて、GIの原産地の牛肉について表示する場合であっても、明細書が定める品種でなかったり生育方法に従っていなかったりした牛の肉にはGIの使用(翻訳・音訳や「種類」、「形式」といった表現を伴う場合も)を認めないとするもので、TRIPS協定23条プラスの保護である。

39-EUの説明では、「transliteration」はラテン・アルファベットを他のアルファベット(EUにはLatin, Greek, Bulgarianの3種類のアルファベットがある)に変換すること(日本語では「翻字」)、「transcription」は音を聞いて(他言語の)文字に変換したもの(例えば、日本語への変換)を意味するとのことであった(日本語では「転写」又は「音訳」に相当する)。欧州言語から言語体系が異なる日本語への変換は音による変換になると思われ、EU側の説明では「transcription」になることになる。他方、TPPやマドリッド協定及び同協定議定書に関するガイドでは、「transliteration」を「音訳」と訳している。双方の考え方の違いを踏まえ、「transliteration」については、EU側の「transliteration」(「翻字」)及び「transcription」(「音訳」)を含めた広義の「音訳」として捉えることとし、「音訳(transliteration)には、関連するGIの以上の原語の発音に沿った文字の変換を含む。」との脚注を14.25条1項(a)(ii)に付した。

EU韓FTA10.21条1項(b)では「translation」と「transcription」が用いられているほか、EU中国GI保護協定4条1項(b)では、「translation」、「transcription」及び「transliteration」が用いられており、「transcription」の語に、ラテン文字・非ラテン文字で本協定において保護されているGIから中国の文字への「transcription」及びその逆をカバーする旨の脚注が付されている。

40-翻訳又は音訳の使用については、個別の事例に応じて判断されるものとし、保護される名称と翻訳又は音訳された用語との間に関連性がないとの証拠が提供される場合には、当該用語の使用の禁止は求められない旨の脚注が置かれている。例えば、「Tokaj」(ハンガリーのGI「トカイ」)の音訳と偶然一致する「東海(TOKAI)」(愛知県東海市に実在するワイン)の名称の使用は禁止されない。

41-翻訳であってもGI名称として登録されればGIとして直接保護される。EUでも知名度が高い翻訳名称がGIとして直接保護を受けているものがある(例えば、ポルトガルの「Porto」について英訳の「Port」や「Port Wine」等)。日EU・EPA附属書14-B参照。

42-CETA20.21条7項は、GIの翻訳が締約国において一般名称である場合や一般名称である部分を含む場合には、一般名称である当該翻訳部分が保護されないことを定めている。

43-GI法施行規則2条3号及び農林水産省「地理的表示保護制度登録等申請マニュアル」(平成31年2月版)Q&A43。

44-国税庁「酒類の地理的表示に関するガイドライン」(以下、「酒類GI表示ガイドライン」という)9項2号。

45-*Commission of the European Communities, etc. v. Federal Republic of Germany*, Case C-132/05, Court of Justice of the European Communities (Grand Chamber), Judgement of 26 February 2008, paras. 42 ~ 50.

コのビールのGI「Budějovické pivo」(ブジェヨヴィツケー・ピヴォ)との関係については、商標とGIとの関係の箇所に触れる。

5. GIの保護水準－商標とGIとの関係

GI保護水準に関し、ぶどう酒・蒸留酒以外の産品について、商標とGIとの関係をどう規律するかという問題がある。これは、前述4の翻訳・音訳の保護と同じく、TRIPS協定23条の対象産品の拡大の一側面でもある。

具体的には、①先に商標が出願・登録されている場合において、(当該商標を含み又は構成される)後願のGIの保護が認められるかどうか(先行商標のケース)と、②先にGIが保護されている場合において、(当該GIを含み又は構成される)後願商標の保護が認められるのか(又は完全に排除されるのか)(後願商標のケース)という大きく2つの問題がある。

5.1 先行商標のケース

(1) TRIPS協定24条5項は、加盟国に第3節(GI)が適用される日⁴⁶又はGIが原産国で保護された日のいずれかの日の前に、商標が善意に出願され若しくは登録された場合又は商標の権利が善意の使用によって取得された場合には、かかる商標を使用する権利は害されない、と定めている。この規定は、善意の商標権者の既得権の保護を定めるものであるが、後願GIがどのように取り扱われるのかについてははっきりとしない。WTOの前記パネル(DS174)は、先行商標がある場合でも後願GIが共存するEUのGI保護制度は16条に違反するが17条によって正当化されると判断した。その結果、TRIPS協定は先行商標と後願GIとの関係については明確なルールを定めておらず、一定の共存(co-existence)を含め、どう規律するかについて裁量の余地が

あると判断したとみることもできる。

商標制度で保護する場合には、先願主義の原則が適用されるのが通常である。米国は、国際交渉における目標の1つとして、米国権利者が地名を含む商標を保有しているような場合に、かかる先行権利(prior rights)がGI保護が与えられることによって侵害されないことを挙げている⁴⁷。

他方EUでは、原則として後願GIであっても保護されるとしつつ、先行商標の社会的評価・名声及び使用された期間に照らして、GIの登録が、産品の真の同一性(the true identity of the product)に関して需要者を誤認させる場合には、当該GIの登録は認められない⁴⁸。EUはFTA・EPA交渉において、EU制度と同様の共存(co-existence)を求めており、米国らとEUの主張が対立している。

(2) 実際に生じたケースとしては、EUの一部加盟国で米国のアンハイザー・ブッシュ社のビールの商標「Budweiser」が国内登録されていたところ、2004年のチェコのEU加盟に伴い、同国ボヘミア地方のČeské Budějovice(「Budějovice」のドイツ語表記は「Budweis」(ブドバイス))で醸造されていたビールのGI「Budějovické pivo」(ブジェヨヴィツケー・ピヴォ)らが前記先行商標を毀損するものではないとしてEUでGI登録され、今でも一部の加盟国では前記会社の先行商標とGIとが共存している。なお、EUの他の多くの加盟国では、前記GIを使用しているチェコの国営ビール会社Budějovický Budvar社が「Budweiser」の商標権者である。両社は当該商標を巡って世界中で百年近く争っており、EU域内での紛争も継続している⁴⁹。

また、ドイツのビールのGI「Bayerisches Bier」について、1994年にドイツがEUに保護申請したが、オランダのBavaria NV社(現Royal Swinkels Family Brewers社)が保有する「Bavaria」を含

46－TRIPS協定65条は、1995年1月1日に発効した同協定について、全ての加盟国に1年間の経過措置を認めるほか、開発途上国及び市場経済に移行中の国に経過措置を認めている。また、同協定66条1項は後発開発途上国の経過措置等を定めている(IP/C/64により2021年7月1日まで延長されている)。

47－前掲脚注15・報告書(2020年版)21頁。

48－EU規則1151/2012、6条4項及び14条2項。

49－WTO/DS174との関係については前掲脚注13参照。

むビールの登録商標が長期間存在しており、消費者の誤認が生ずるかどうかの議論があり審査が長引いた(ドイツとイタリア、ギリシャ、スイス及びスペインとの間でそれぞれ締結されていた、GI、原産地名称及び地理的原産地の保護に係る各二国間協定に前記GIは含まれていた)。ドイツとオランダの合意により、ラベルが明確であれば誤認は生じず共存できると判断され、7年の精査を経て2001年にGI登録された(EC規則1347/2001)⁵⁰。

(3) TPPでは、商標の排他的権利が、後にGIとなったものにも及ぶことを定めている(18.20条第1文)。かかる排他的効力は、当該GIを商標が登録されている物品について商業上使用する結果、当該物品の出所に混同を生じさせるおそれがある場合に適用されることを確認している(脚注11)。また、本条がTRIPS協定22条及び23条に基づく締約国の権利義務に影響を及ぼすものと解すべきでないことを確認している(脚注12)。

本条の趣旨は、DS174を念頭に、TRIPS協定16条が定める商標の排他的権利が、後に保護されたGIにも及ぶことを明確化するものであるが、交渉では、GI節に加えてこの点を明確にすることに疑義や懸念も示された。最終的には、同条の適用範囲をGIの商業的使用によって出所に混同のおそれがある場合に限定することや、TRIPS協定の権利義務に影響を与えないことを確認するほか、商標節にはTRIPS協定17条と同様の商標権の例外規定(18.21条)が置かれていることもあり、各国の解釈の余地を残す形で合意されている。

また、国内制度でGIを保護する場合、先に商標が善意で出願され又は既に登録されている場

合及び使用等を通じて取得された権利がある場合において、後願GIが当該先行商標と混同を生じさせるおそれがあることを異議・取消事由とすることを定めている(18.32条1項(a),(b)及び2項)。これは先願主義を採用したものである。なお本規定はぶどう酒・蒸留酒には適用しなくてもよい(脚注20)。また、後述する国際協定に基づくGI保護においても、先行商標との抵触を異議事由とすることが義務付けられている(18.36条1項柱書。本規定もぶどう酒・蒸留酒には適用しなくてもよい。同条4項)。当初は先行商標のみならず先行GIも含めた先願主義が提案されていたが、最終的には先行商標との関係のみ規律されている。

日本は、GI法において、先願主義のルールを尊重し、先行商標がある場合には後願GIは原則として登録されないが、商標権者が自ら申請する場合や商標権者の承諾を得ているなどの場合には例外的に登録を認めると定めたこともあり⁵¹、TPPの前記規定は受入可能となった。酒類GI表示基準もTPPルールに即したものとなっている⁵²。なお、異議・取消制度については7で後述する。(4) 日EU・EPAでは、TRIPS協定24条5項と同様の善意の商標権者の既得権について定めた上(14.27条5項)、GIに抵触する先行商標がある場合、同種の商品に関してその後のGIの保護を完全に妨げるわけではないことを確認している(同条4項)。また、当局がこのような場合のGI保護について一定の条件を要求することができるとの脚注を置いた。これは、先に述べたTPPの規定並びにGI法及び酒類GI表示基準を踏まえたものである。

交渉では、EUは日本に対してEUの制度に倣って先行商標がある場合でも後願GIを保護す

50-その後、ドイツのGIの生産者団体Bayerischer Brauerbundは、オランダのBavaria NV社の商標(BAVARIA HOLLAND BEER)が保護されたGIと抵触することを理由にドイツ及びイタリアの国内裁判所に放棄(renounce)、無効判断又は取消しを命ずるよう求めた。本件紛争は、GI規則の解釈について欧州司法裁判所への付託がそれぞれなされ、非常に複雑な経緯をたどった。イタリアでは最終的にBavaria NV社の商標の有効性が認められる一方、ドイツではGI「Bayerisches Bier」がEUレベルで登録される以前からドイツ商標法で保護されていたと判断され、最高裁がこの判断を是認した。同様の紛争はスペイン及び豪州でも起きた。Benedetta Ubertaini, EU Geographical Indications and Intangible Cultural Heritage, IIC - International Review of Intellectual Property and Competition Law, August 2017, 48, Issue 5, pp 579 - 580, またYvonne Draheim and Maria Luce Piattelli, Coexistence of "Bavaria Holland Beer" trademark and the geographical indication "Bayerisches Bier" in Europe? (LEXOLOGY, January 2012) (<http://lexology.com/library/detail.aspx?g=9aea10b7-dd28-47ea-a9df-f963189ffdce>.)。

51-GI法13条1項4号ロ、2項。

52-酒類GI表示基準3項1号及び4項3号並びに6項及び10項8号ロ。

ることを義務付けるよう求めたため大きな懸隔点の1つとなった。日本にとっては、TPPや国内制度との関係で歩み寄りの余地が少ない論点であったが、個々のGIについて先行商標との抵触を調査して実際上の問題の有無を洗い出し、EU側も日本側の要件を尊重して必要な商標権者の同意の取り付けを行うというプラクティカルなアプローチを取った結果、EU側GIのほとんどに問題がないことが確認できたこともあり、最後は日本側の制度に沿った現在の条文で合意した⁵³。

(5) なお、チェコのビールのGI「Budějovické pivo」「Českobudějovické pivo」及び「Budějovický měšťanský var」は、日本でのアンハイザー・ブッシュ社の登録商標「Budweiser」とは異なる（同一又は類似の表示ではない）ものとして、日EU・EPAにおいてGIとして保護している。ドイツのビールのGI「Bayerisches Bier」も、日本でのBavaria NV社の登録商標「BAVARIA」とは異なるものとして、同様に日EU・EPAで保護している。他方、EUにおける日本のGIは、先行商標がある場合にはそれと共存する形で保護される。

5.2 後願商標のケース

(1) GIが先に保護されている場合に後願商標が保護されるかについて、TRIPS協定がぶどう酒・蒸留酒とそれ以外の産品で取扱いを異にしていることは既に見たとおりである。

米国のような商標型の保護制度を有する国は商標の先願主義の原則に従う（混同のおそれがある後願を排除する）のが一般である（TRIPS協定22条レベル）。他方EUでは、GIが欧州委員会に保護申請された後は、（当該GIが保護されることを前提に）当該GIに抵触する（想起も含む）後願の商標出願は拒絶され、登録された商標は無効となる⁵⁴。また、商標をGIの原産地以外の

商品に用いる場合のみならず、（GIの原産地の商品に用いる場合であっても）GI産品の明細書に適合していない商品に用いる場合も登録は認められない（TRIPS協定23条プラス）⁵⁵。ここでは、商標保護よりもGI保護により重きが置かれている。

日本では、ぶどう酒・蒸留酒以外の産品について、（保護されている）GI名称を含む商標出願で当該GIの原産地以外の商品に用いられる場合、需要者に原産地について誤認を生ずるおそれがある場合には拒絶され、無効とされる。実際の審査では、商品等の産地や販売地（取引地）を表すものと認められる外国の国家名、地名を含む商標出願は、その商標が当該国又は当該地以外の国又は地で生産された商品に使用されるときは、商品の品質について誤認を生じさせるおそれがあるものとして拒絶される⁵⁶。

(2) TPPには、GIが先に保護されている場合の後願商標の扱いを定める規定は置かれていない。交渉過程では、TRIPS協定23条レベルの保護をぶどう酒・蒸留酒以外の産品に拡大することを実質的に認めない趣旨の規定等も提案されていたが、支持を得られず撤回されている。

(3) 日EU・EPAでは、GIが保護される場合には、当該GIの保護が開始される日（附属書記載のGIについては協定発効日、GIが新しく追加される場合には追加された改正附属書の効力発生日）以降に出願された商標で、その使用が商品の品質を誤認させるおそれがあるものの登録を拒絶し及び無効とすることを定めており（14.27条1項）、日本の商標法4条1項16号の規定と整合している。ぶどう酒・蒸留酒については、本条に定める以上の義務、すなわち誤認のおそれがない場合でも拒絶及び無効とするとのTRIPS協定23条2項の義務を履行することになる。

EU側は交渉において、保護水準についてはTRIPS協定23条プラスの義務を定めるにもかか

53－日本と同じくTPP参加国であるベトナムは、EUベトナムFTAにおいて、先行商標と後願GIとの関係については、先行商標が継続使用できることを定めるのみで、後願GIが並存して保護されることを明示的には定めていない（12.30条）。CETAも同様である（20.21条5項）。

54－EU規則1151/2012、14条1項。

55－EU規則1151/2012、14条1項及び13条1項、前掲脚注14・内藤105頁。

56－商標審査便覧41.103.01（8項「国家名、地名を含む商標」）等参照。

ならず、商標との関係では23条マイナスになるのはおかしい、ぶどう酒・蒸留酒とその他の産品を区別する合理的理由がないなどと主張し、先行商標のケース以上に最後まで大きな問題として残った(仮に日本がEU型の制度を導入する場合には商標法の改正が必要となる)。交渉では商標の本質である(自他商品の)識別力やTRIPS協定23条2項の考え方にも議論が及んだ。また、日本の商標審査実務において、リスボン協定の国際登録簿やEUのGIデータベースを参照し、外国の地名等が含まれる商標出願については慎重な審査を行い、原産地を異にする商品に用いられるものについては原則として需要者の誤認のおそれがあるとして拒絶している運用も縷々説明した。様々な対案も検討されたが、最終的には個々のGIの保護のバランス等も踏まえて現在の条文で合意に至った。

(4) なお、日本が国際協定に基づいてGIを保護する場合、特に農産品については、当該協定発効日に農林水産大臣の指定行為が行われるため、GIを公示した後発効までの間に当該GIを含む商標が出願され(て登録され)ると、当該商標は先行商標となり、GIが後願として排除される(指定できない)おそれがあった。この点に対応するため、日EU・EPA発効後に新たなGI等を追加する際に行う異議申立ての公示日以後に提出された商標出願の審査においては、当該公示の内容を考慮することで合意した(14.27条1項脚注)^{57, 58}。

5.3 小括

(1) 日EU・EPAにおける商標とGIとの関係については、TPPの定める先願主義のルール等も踏まえ、基本的にはTRIPS協定に沿った形で整理している。その上で、日本国内では、GIが適切に保護されるよう、商標法とGI法の適用関係について以下のとおり調整を行っている。

GI登録前に不正の目的なく出願されたGIと同一又は類似の登録商標の権利者や、GI登録前から商標を使用する権利を有する者は、GI登録後も当該商標を使用することができる(GI法3条2項2号及び3号、酒類GI表示基準10項2号同旨)。他方、GI登録後に商標が出願されて登録された場合、当該商標の使用にはGI制度の適用があり(同法3条2項2号及び3号の反対解釈)、商標権者であってもGI制度の規定に則してGIを使用することができる産品にしか、その登録商標を使用することができなくなる⁵⁹。

商標権は、登録されたGIを正当に使用する者には効力が及ばない(商標法26条3項)⁶⁰。

(2) 商標とGIとの関係をどう定めるべきかについては、商標の本質である(自他商品の)識別力をどう考えるか(識別力がある場合にまでも商標を拒絶すべきか)、TRIPS協定23条2項をどう位置付けるか、GIの本質をどうとらえるか(私権、識別力、品質管理、地域の共有財産、社会的・歴史的評価(伝統)、農業政策その他の要素があり得る)などによって変わり得る。EUの制度は、先行商標のケースでも後願GIが共存する一方、逆の後願商標のケースでは商標が強く排除されており、GI優先の考えが伺えるが、

57-特許庁の商標審査実務では、国税庁と農林水産省がそれぞれ公示したGIの情報を速やかに商標審査システムに蓄積し、当該情報を審査において考慮している。2017年の日EU・EPAの大枠合意を受け、特許庁ではGIに係る商標の審査における注意事項として、商標出願の審査において公示(未登録)GIも考慮するとの審査運用を徹底するよう再周知を行っている。

58-公示後に開始された名称の使用については、GI法3条2項4号の先使用との関係では「不正の目的」があると推認して運用するとしている(前掲脚注43・「地理的表示保護制度登録等申請マニュアル」1.6(2)脚注10(3)及びQ&A60)。また、商標出願との関係でも、出願者が当該商標の使用について「不正の目的」を有している場合に、仮にそのような商標出願がその後に登録されてしまったときは、日本では無効審判等に対応することが想定されるが、日EU・EPA14.27条5項がGI保護前の善意(good faith)の商標出願・登録者等の権利が害されないことを定めていることも踏まえ、GI法3条2項2号を改正し、登録・指定前の公示が行われた後に登録された商標の使用について「不正の目的」がある場合は、GI名称の使用を禁止することとした。

59-前掲脚注43・「地理的表示保護制度登録等申請マニュアル」Q&A62、藤村浩二「地理的表示保護制度概要(商標制度利用者向け)」(特許研究 No.63, 2017年) 67頁。

60-地域団体商標の権利者が登録を受けている商品についてGI登録すると、地域共有の財産となるため、独占排他的な使用ができなくなる(GIの正当な使用に対して商標権の効力は及ばない)。この場合、地域団体商標の権利者は、GI法上の登録生産者団体として、構成員(生産者)の生産する産品に対して生産行程管理業務を実施する義務があるため、商標権者であっても基準を満たさない商品に商標権に基づいて登録名称を使用することはできなくなる。前掲脚注43・「地理的表示保護制度登録等申請マニュアル」Q&A67、特許庁商標課「地域団体商標と地理的表示(GI)の活用Q&A」(2019年6月)1頁、藤村浩二「日本における地理的表示(GI)保護の現在地」(特技懇 No.289, 2018年5月) 177～178頁。

商標との関係で「異常な不均衡」があるとの指摘もあった⁶¹。EU自身も、GIが加盟国との関係で政治問題であることを認めている。また、EU域内において先行商標とGIが「共存」した後であっても、保護されたGIと先行商標との間で法的紛争が生じている例がある。

(3)ところで、ある途上国は、地域間FTA交渉において、GIの対象となる産品や製法等の伝統は商標制度といった近代の知的財産制度が導入される以前から地域に存在していたものであり(最近の国内法整備によって「確認」又は「発見」している)、にもかかわらず、「後に」導入された商標制度の下で商業的使用のために企業等によって(遅れて)出願され登録された商標権が先行商標としてGIの使用を制限することはあり得ないと主張した。この主張は、GIを単なる私権と捉えるのではなく、地域の伝統的な共有財産としての性格をより強調するものと言える。GIが、最初の生産者が不明で、地域的・集団的な性質を持つ権利であることも踏まえると、先の途上国の主張は、同じく途上国側の「遺伝資源・伝統的知識・伝統的文化表現」についての主張と通底するものを感じる(EUやスイスとインドやブラジル等の途上国らのW52共同提案国はこの点で手を結んだとも言える)⁶²。今後途上国のGI保護制度が整備されていくことや、EUがTRIPS協定23条プラスレベルの対象産品を手工芸品や他の産品に拡大していくにつれて、GI保護を巡る国際的な議論において先願主義という知的財産権の一般ルールに対する圧力が強まることも考えられる。

6 一般名称(普通名称)について

一般名称(「普通名称」とも呼ばれる)につい

ては、国際交渉において主に3つの論点がある。1つは、原産国において保護されているGIが他国においては一般名称とされることがあるため(TRIPS協定24条6項参照)、個々のGIが相手国で一般名称であるのかどうかというGIの保護適格性の問題である。この派生として、複合名称を構成する要素が一般名称である場合の問題がある。もう1つは、一度保護されたGIが将来一般名称となるのかという問題である。

6.1 GIの保護適格性:一般名称でないこと

(1)個々のGIの保護適格性の問題については、特にEUで保護されているGIが、米国や豪州といった新大陸諸国において一般名称として用いられていることが少なくない。フランスの「Champagne」や「Chablis」といったGIは、米国では「準一般名称」(semi-generic term)として用いられており、米EUワイン協定において継続使用が認められている⁶³。チーズでは、EUで保護されている「Φέτα」(フェタ、ギリシャ)、「Asiago」、「Fontina」及び「Gorgonzola」(いずれもイタリア)などのGIが、米国や豪州、ニュージーランド等でチーズの種類を示す一般名称として用いられている⁶⁴。米国は、国際交渉の目標の1つとして、GI保護が利害関係者による「parmesan」や「feta」といった一般名称を使用する権利を奪うことがないようにすることを挙げている⁶⁵。これに対してEUは、各国とのFTA・EPAにおいて、米国らが一般名称であると主張するEU域内のGIも含めて相手国に保護させる(先使用や商標は一定期間後にフェーズアウトさせる)ことを強力に推進している⁶⁶。

(2)TPPは、GIが一般名称であることを異議・取消事由とすることを定める(18.32条1項(c)及び2項、18.36条1項柱書)。また、ある名称

61-前掲脚注8・高倉24頁。

62-この点を指摘するものとして、前掲脚注18・大町643～644頁。

63-米EUワイン協定(2006年)6条2項及び附属書IIでは、米国内の販売について「Burgundy」、「Chablis」、「Champagne」、「Chianti」、「Claret」、「Haut Sauterne」、「Hock」、「Madeira」、「Malaga」、「Marsala」、「Moselle」、「Port」、「Retsina」、「Rhine」、「Sauterne」、「Sherry」及び「Tokay」の名称の継続使用が認められている(祖父条項)。

64-前掲脚注15・報告書(2020年版)20頁。米国所在のConsortium for Common Food Name (CCFN)のウェブサイトには、もっぱらEUとの間で問題になり得る名称のリストが掲載されている(<http://www.commonfoodnames.com/the-issue/names-at-risk/>)。

65-前掲脚注15・報告書(2020年版)21頁。

66-例えば、チリは、EUチリFTAにおいて、「ASTI」や「LA RIOJA」、「MOSELLE」といった登録商標や、「CAVA」や「CHAMPAGNE (CHAMPAGNĀ)」を含む登録商標を、国内市場向けの使用については協定発効後12年以内に、輸出目的での使用については同5年以内に取り消す(cancelled)ことを約束している(90条、附属書V、7条2項、付録VI)。また、EUウクライナ連合協定208条並びにEU加ワイン・スピリッツ協定12条1項及び16条1項。

が一般名称であるかどうかを決定するための指針を定めており(18.33条)、脚注では「締約国の当局は、適当な場合には、当該一の用語が、締約国間で認められた関連する国際的な基準において、自国の領域に存在する物品の種類又は等級を示すために用いられているかどうかを考慮することができる。」と定めている(脚注24)。ここではCODEXのような基準においてチーズなどの種類を表す名称等が含意されている⁶⁷。EUはこの考え方には否定的であり、あくまでも属地主義の原則に基づき、当該国の市場における消費者や関係者の認識等を基礎に判断すべきとの立場である。

さらに、TRIPS協定24条6項第2文と同じ趣旨で、締約国は、ぶどうの生産物についての他の締約国のGIであって、自国の領域において存在するぶどうの品種の一般名称と同一であるものの保護義務がないことを確認している(脚注21)。ここでは、イタリアのGIであるが、豪州でぶどうの品種名として用いられている「Prosecco」⁶⁸やそれと同様のケースが念頭にある。(3)日EU・EPAは、当該協定で保護されるGI(附属書記載のGI)について、相手方での事前の異議手続及び審査において、保護を要求されない理由として、GIが一般名称であることを考慮することができる(14.25条4項(b))。

また、GIの名称が植物品種又は動物の種類に名称に抵触し、結果として商品の真正の原産地を消費者に誤認させるおそれがあることについても、上記と同様に、保護を要求されない理由として考慮することができる(14.25条4項(a))⁶⁹。いずれも、将来GIを附属書に追加する場合にも適用される(14.30条2項)。

(4)日本でも一般名称であるGIは保護されない(GI法13条1項4号イ及び29条1項2号イ、酒類GI表示基準3項2号及び6項等。なお、異議・取消制度は7で後述する)。その上で、日EU・EPAにおいては、上記に挙げた「Asiago」、「Fontina」、「Gorgonzola」及び「Φέτα」や、「Champagne」及び「Chablis」も保護している⁷⁰。「Prosecco」についても、日本での生育実績がないことも踏まえてGIとして保護している。

また、動植物の品種名称との関係では、保護したEUのGI名称を品種名として使用することは、消費者に当該用語の性質又は商品の正確な原産地について誤認させない限り妨げられない。具体例としては、「Cítricos Valencianos/Cítrics Valencians」(シトリコス・バレンシアノス/シトリックス・バレンシアンズ)について、「Valencia」(バレンシア)をオレンジの品種名として使用することは認められる。その他にも、「Ελιά Καλαμάτας」(エリヤ・カラマタス)の「Karamata」(カラマタ)をオリーブの品種として、「Pera Rocha do Oeste」(ペラ・ロッシヤ・ドゥ・オエステ)の「Rocha」(ロッシヤ)を梨の品種として使用することは認められる(附属書14-B関連脚注参照)。

6.2 複合名称

(1)複合名称中に用いられる要素が一般名称である場合は、EU規則でも一般名称である要素は保護されない。例えば、「Brie」、「Camembert」、「Emmental」、「Gouda」、「Mozzarella」、「Pecorino」、「Ricotta」等の保護は求められない(但し、想起(evocation)の問題が別途ある)⁷¹。

TPP18.34条は、複合名称の要素が一般名称である場合には当該要素が保護されないことを定

67-前掲脚注15・報告書(2020年版)20頁において、米国は、CODEXで用いられている名称をEUがGIとして登録したことを批判している。

68-イタリアのGI「Prosecco」のぶどう品種名も以前は「Prosecco」であったが、2009年に品種名を「Glera」に変更している。

69-CETA2021条8項は、協定発効前に締約国において動植物の品種名称として用いられていたものを使用することは妨げない旨を定めている。

70-EUベトナムFTAでは、「Asiago」、「Fontina」及び「Gorgonzola」は、2017年1月1日以前から善意でチーズにそれらの名称を用いて実際に商業的使用を行っていた者及びその承継者は引き続き使用することができる(祖父条項)。「Φέτα」については、上記要件に加えて、「羊の乳又は羊と山羊の乳で作られたチーズ」との要件が加わる(牛乳で作られた「Feta」チーズを排除する目的と思われる)。また「Champagne」については、ぶどう酒に善意で用いた者は、協定発効後10年間の経過期間中、翻訳、翻字及び音訳を含め、当該名称を使用することができる(以上、12.28条1～3項)。

CETAでは、「Asiago」、「Fontina」、「Gorgonzola」、「Φέτα」及び「Munster」のGIは、「種類」、「型」、「形式」、「模造品」等の表現を伴う場合で、真正の産地について読みやすく視認できる表示を付した使用を認め(20.21条1項)、また、2013年10月18日までにカナダで当該名称を商業的にチーズに使用していた者にはその後も使用をすることを認めている(祖父条項、同条2項)。

71-EC規則1107/96、EC規則737/2005、EU規則1122/2010等。またEU規則1151/2012、13条1項第2文及び41条1項。

める⁷²。日本でも、複合名称中の一般名称は保護されない。日EU・EPAでも、一般名称の保護義務がないことを前提に、附属書14-B記載の一部の複合名称のGIに確認的に注記されている。例えば、「Camembert de Normandie」の「camembert」,「Emmental de Savoie」の「emmental」,「Edam Holland」の「edam」,「Gouda Holland」の「gouda」,「Mozzarella di Bufala Campana」の「mozzarella」及び「mozzarella di bufala」の各要素は保護されないことを確認している。

(2) また、日EU・EPAでは、複合名称のうちの一部の要素の使用については、類似名称とはみなさずGIとして保護しないことを明示的に確認しているものがある。具体的には、「Grana Padano」の「Grana」,「Pecorino Toscano」の「Pecorino」,「Pecorino Romano」,「Nürnberger Bratwürste /Nürnberger Rostbratwür」及び「Mortadella Bologna」のそれぞれの各要素の使用は禁じられない(例えば、「ペコリーノチーズ」や「ロマーノチーズ」といった使用は許される)(附属書14-B関連脚注参照)。

(3) 「Parmigiano Reggiano」と「Parmesan」の関係については、米国は「Parmesan」は一般名称であると主張しているが、欧州司法裁判所は、「Parmesan」の名称はドイツでは一般名称であるとの同国の主張を退けた上で⁷³、「Parmesan」の名称の使用は「Parmigiano Reggiano」を想起させるもの(evocation)でEU規則に違反すると判断した。

日EU・EPAでは、「(GI款)の規定は、ハードチーズについて「parmesan」の用語を含み、又はこれにより構成される商標を日本国において使用し、又は登録する者の権利にいかなる影響も及ぼすものではない。ただし、商品の地理的

原産地について公衆を誤認させるように用いられる場合は、この限りでない。」として、両者の共存を図っている(附属書14-B 該当脚注参照)⁷⁴。

6.3 将来の一般名称化

(1) 保護されたGIの将来の一般名称化の問題は、よりシステマティックな問題である。商標保護型を採用する米国らは、保護された商標が一般名称化することがあるのと同様に、保護されたGIであっても識別力(distinctiveness)を失えば一般名称化するとの立場である。これに対してEUは、一度保護されたGIは一般名称化することはないとの立場である⁷⁵。また、リスボン協定ストックホルムアクト6条は、5条(国際登録制度)に基づいてリスボン同盟の1か国で保護を受けている原産地名称は、当該国においては、原産国において保護されている限り一般名称となったとみなすことはできないと定めている。同協定ジュネーブアクト12条も、登録された原産地名称及び登録されたGIは、締約国において一般名称となったとみなすことはできないと定めている。虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定4条但書は、ぶどう酒を含むぶどう生産物の原産地表示については、締約国の裁判所による一般名称の判断の対象外としている(したがって、虚偽又は誤認を生じさせる表示を取り締まる義務がある)⁷⁶。

(2) TPPでは、後述するとおり、国内制度においてGIの取消制度が義務付けられており(18.31条(f))、一般名称であることを取消事由とすることが要求されている(18.32条2項第1文)。しかし、かかる取消事由については、当該国におけるGI保護要請の提出時点で適用することを定めることができるとしており(同項第2文)、

72-18.36条脚注26により国際協定に基づくGI保護にも適用されるほか、事前異議手続において対象GIの詳細をインターネット上で開示する際には、複合名称の要素について保護が検討され又は否定されているものを明示することとされている(同条1項(b))。

73-前掲脚注45・paras. 51～57。

74-CETAでも、「Parmigiano Reggiano」を保護しつつ、「parmesan」の名称を含み又はそれから構成される商標をカナダで使用し又は登録する権利にいかなる影響を与えるものではない、ただし、商品の地理的原産地について公衆を誤認させるように用いられる場合は上記は適用されないと定めており(20.21条11項、附属書20-B, Part A)、EUベトナムFTAでも同様の規定が置かれている(附属書12-A, Part A, 脚注7)。

75-EU規則1151/2012, 13条2項, EU規則1308/2013, 103条3項, EC規則110/2008, 15条3項第1文他。

76-後藤晴男『パリ条約講話』(社団法人発明協会, 第12版, 1994年)406～408頁。

出願時に存在せずに事後的に生じた事由を取消事由として義務付けるものではない。また、GIが(保護された国において)GIとして保護されたときの条件を満たさなくなった場合には、保護の取消し又は消滅の可能性を排除しないことが要求されている(同条3項)。しかし、一般名称化したことをその事由として明記してはいない。なお、ぶどう酒・蒸留酒は、上記義務の対象外となっている(脚注20)。

TPP交渉では、GIも品質、社会的評価、その他の特性についての識別力を失った場合には一般名称化することを認めるべきとして、GIが一般名称化することを妨げてはならない旨の規定が提案されていたが、参加国間での対立が激しく、結局削除された経緯がある。

日本は、GI法において、登録・指定されたGIが一般名称となったことを職権での取消事由と定め⁷⁷、酒類GIについても取消し又は適用除外事由としている⁷⁸。

(3) 日EU・EPAでは、GIが将来一般名称化するかどうかについて明示的な規定は置かれていない。EUの立場は保護されたGIは一般名称化しないというものであり、交渉でもその趣旨の条文を提案していた。日本は、GIと類似する表示の使用を禁止し、行政当局が適切に指導・監督することにより保護されたGIが一般名称化しないよう運用する立場である(GI法3条2項、5条、21条、35条、39条等)。しかし、国内法上将来の一般名称化が職権での取消事由と定められており、日本が保護したEUのGIが協定発効後に万一一般名称化したと裁判所等で判断されれば、国内法上は当該GIを保護することができなくなり、結果として協定違反となってしまいうおそれがある。そのため、保護されたGIの将

来の一般名称化の可能性及びその場合には保護義務がなくなることを何らかの形で定めようとした。この論点は原理原則の問題として根本的な対立となり、テキスト上での解決は困難であった。最終的には本論点についてはサイレントとし、GI保護の継続に問題が生じた際の協議メカニズムを設けることで合意した(1430条4項)。

日EU・EPA発効に合わせてGI法が再度改正されたが⁷⁹、先使用の期間制限の導入を含むこの改正により当局によるGI保護がより実効的に行われ、将来の一般名称化を防止する効果が期待される。

7 異議申立て・事後取消し

GIについてどのような保護手続を必要とすべきか、特に事前異議及び事後取消しの機会が与えられるべきかとの論点があり、国際協定に基づくGI保護において特に問題となる。

米国を含む商標制度によりGIを保護する国では、商標制度に異議申立て及び事後取消し(無効審判等を含む)等の機会が整備されていることが通常である。米国はGI保護手続における事前異議と事後取消しの機会を重視してきた⁸⁰。他方、sui generisの制度によりGIを保護する国では、必ずしも商標や他の産業財産権のように異議申立て・取消制度の手続が整備されているとは限らない(当局が生産者団体の申請なく職権でGIを認定する場合もある)。EUでは、事前異議申立手続があり⁸¹、限定的であるが取消しも認められる⁸²。

7.1 国内保護制度上の手続

(1) TPPは、国内制度におけるGI保護手続を定

77-GI法22条1項3号及び32条1項1号。

78-酒類GI表示基準4項2号及び10項8号イ。

79-黒岩健一「法令解説：地理的表示法の改正－先使用期間の制限、広告等の規制等－」(時の法令、2080号、2019年8月30日)参照。

80-前掲脚注15・報告書(2020年版)21頁(Ensuring that interested persons have notice of, and opportunity to oppose or to seek cancellation of, any GI protection that is sought or granted;)。

81-EU内のGIについては、生産者団体が自国の当局に申請し、当局が精査した後に国内の異議手続が行われ、その後欧州委員会に送付される(EU規則1151/2012、49条)。欧州委員会で精査した後にEU官報に公示され(同50条)、公示後3か月間異議申立ての機会が与えられる(同51条1項)。非EU国のGIについても、欧州委員会に提出された後の手続は同様である。ジェトロ・ブリュッセル事務所「EUの地理的表示(GI)保護制度」(2015年2月)7頁参照。

82-農産品GIについて、(GI産品の生産者から取消しの申請があった場合のほか)明細書が定める条件との整合性が確保されない場合や、7年以上製品が上市されない場合には、欧州委員会が職権で又は利害関係者の申立てにより、取消手続を進めることができる(EU規則1151/2012、54条1項)。また、EU規則1308/2013、106条。

めており(18.31条),なかでも,事前の公示及び異議申立て並びに事後取消しの手続(無効化又は抹消の手続によることでも可)を要求している(同条(e),(f))。異議・取消事由は,既に述べたとおり,少なくとも先行商標との抵触と一般名称であることである(18.32条1項及び2項)。また,GIを保護した場合において,(保護した国の)保護条件を事後的に満たさなくなった場合,当該GIの保護の取消し又は消滅の可能性を排除してはならない(同条3項)。なお,ぶどう酒・蒸留酒についてはいずれも適用しなくてよい(脚注20)。

(2)日EU・EPAは,GIを保護する国内制度として,異議申立て及び取消しの手続を定めることを義務付けている(14.23条2項(c),(d))。また,6.1(3)で触れたが,当該協定で保護されるGIに対象は限定されるが(GIを追加する場合も含む),相手方での事前の異議手続及び審査において,保護を要求されない理由として,①名称が植物品種又は動物の種類に抵触し,結果として商品の真正の原産地を消費者に誤認させるおそれがあること,及び②名称が一般名称であることについて考慮することができると定めている(14.25条4項)。これら以外の異議事由について考慮することも可能である。また,商標との関係は別の規定で定めている(14.27条)。

(3)日本では,もともと行政不服審査法に基づく審査請求や,行政事件訴訟法に基づく取消訴訟及び無効・不作為違法確認訴訟が認められており,これに加えてGI法や酒類GI表示基準が事前異議(意見提出)及び取消制度を定めた(同法及び同基準は農林水産大臣及び国税庁長官の職権取消しを定めているが,利害関係者は,大臣に対して取消しに対する意見書を提出し,長官に対して取消しの申立てをすることができる⁸³⁾。したがって,事前の意見提出や事後の取消等の手続において,先行商標との抵触や一般名称であること(一般名称となったこと)等の事由を主張することが可能と解される。

他方で,国際協定に基づいて保護されるGIについて,特に事後取消しを認めるべきかどうか大きな争点となった。

7.2 国際協定に基づくGI保護に対する規律

(1)米国が国際協定に基づいて保護されるGIについても明示的に事前異議・取消制度の対象とすべきとの問題意識を明確化させたのは,2(7)で述べたようにEU韓FTAの教訓を踏まえたことである。しかし,国際協定に基づくGI保護は国と国との合意であり(双方の妥協や協定全体のバランスも考慮されるのが通常),合意のプロセスに第三国や利害関係者を関与させることや,国家間の合意を第三者(国)が事後的に取り消すことができることを認めることは,主権国家の権能を制約するとの批判や,協定の安定性を損なうとの批判のほか,そのような可能性がある限り国際協定交渉で合意すること自体が困難になるとの懸念もある。実際,TPP及び日EU・EPA交渉においてこの点は非常に大きな問題となった。

(2)TPPは,締約国間又は締約国と非締約国間の新しい国際協定に基づいてGIを保護する場合(国内制度に基づいて保護しない場合)には,①十分な事前異議手続を行うこと,②保護消滅の可能性を確保すること,③GI保護の開始日を協定発効日以降とすることを義務付けている。

①十分な事前異議手続としては,(a)一般公衆が保護手続の指針を取得するため及び利害関係者が申請状況を確認するための十分な情報を入手可能とすること,(b)対象GIの詳細をインターネット上で開示すること(当該用語の翻訳・音訳について保護が検討されているかを明示すること,並びに,複合名称の要素について保護が検討され又は否定されているものを明示することを含む),(c)異議申立ての合理的な期間を与えること(当該期間は,利害関係者に手続に参加する有意義な機会を提供するものであること),(d)異議申立て開始前に他の締約国にその機会を通知すること,が義務付けられている

83-GI法22条2項(登録について)及び32条2項(指定について),酒類GI表示ガイドライン6項3号(取消しを求める申立て)及び4号(保護しないことを求める申立て)。

(18.36条1項)。なお、異議事由として、少なくとも先行商標との抵触と一般名称であることが要求されているが(同条1項柱書)、ぶどう酒・蒸留酒についてはこの異議事由の要件は適用されない(同条4項)。

②保護消滅の可能性を確保することについては、国際協定に基づいて保護されているGIが何らかの理由で保護されなくなる可能性を排除しない趣旨であり(同条3項)、締約国間で相互に合意してGIリストから取り下げる場合でもよいと解されており、事後的な取消しを可能とすることまで求めるものではない。

③国際協定に基づくGI保護の開始日は、当該協定の発効日以降(それ以降の保護開始日を定める場合にはその日以降)とする(同条5項)。これは、協定発効日以前にGI保護を開始することにより、それまでに登録・登録されていた商標(先行商標)を排除することを禁ずる趣旨である。

(3) 以上に対し、締約国間又は締約国と非締約国間の「既存の国際協定」に基づいて新しくGIを保護する場合には、既に協定交渉が終わっているため修正が困難である等の事情も踏まえ、新規の国際協定の場合に比べると、事前の異議手続ではなく、意見を述べる(comment)機会を合理的な期間、利害関係者に提供するだけで足りる。その他、インターネット上での開示(上記①(b))や、意見を述べる期間の開始前にその機会を締約国に通知することを義務付けている(以上について、同条2項)。

ある国際協定が既存協定となるかどうかについては、時期的な判断基準(カットオフデート)を定めている(同条6項)。すなわち、①当該協定がTPPの妥結又は原則的合意よりも先に妥結又は原則的合意した場合、②当該協定がTPPよりも先に締結された場合、③当該協定がTPPよりも先に発効した場合、のいずれかに該当する協定は既存協定と扱われる⁸⁴。

(4) TPP交渉では、当初は国際協定に基づいて保護されたGIについて利害関係者による事後取消しを可能とすることが提案されていたため、GI節の交渉では最も対立の激しい論点となった。また、EUと協定交渉中やこれから交渉する国にとって、そのような厳しい規律を受け入れれば、対EU交渉が困難となることは自明であった。また、カットオフデートをどう定めるかによって、TPP参加国の中で規律を受ける国とそうでない国が生じるという不均衡の問題もあった。そもそもの問題として、国際協定の1つであるTPPの規律が将来の他の国際協定に及ぶという考え方自体に拒否反応が強かった。交渉の最終盤になって、多くの国の厳しい反対を踏まえて事前異議手続の加重と事後取消しの削除というリバランスが行われた結果、現在の条文で最終的に合意に至った。

なお、前述のとおり、GIを保護した場合において、(保護した国での)保護条件を当該GIが事後的に満たさなくなった場合、保護の取消し又は消滅の可能性を排除してはならないとの規定(18.32条3項)があり、これは国際協定経由の場合にも適用される⁸⁵。

TPPが国際協定に基づくGI保護に事後取消しを義務付けるとなれば、第三国(特にEU)との協定においてそのことを協定上確保する必要が生じ、現実的にはそれは極めて困難と考えられていた。最終的に合意されたTPPの前記規定は、日本のようなEUと交渉中の国の交渉スペースを確保し、協定経由のGI保護に道を開くものとなった。

(5) 日EU・EPAでは相互のGIを国際協定に基づいて保護しているところ、それらのGIは事前に公示され、利害関係者に異議申立ての機会が与えられており、そのことが協定上も明記されている(14.24条)。また、国内制度が国際協定経由であるかを問わず、GIの登録を無効化する(invalidate)ための法的手続を確保することを

84- TPPは現時点でも未発効であるため、発効済みの日EU・EPAはTPP協定が発効した場合には既存協定と扱われる。また、TPP11が大筋合意したのは2017年11月であり、日EU・EPAの大枠合意(2017年7月)が先行しているため、TPP11との関係でも日EU・EPAは既存協定と扱われる。CETA(2013年10月に基本合意)及びEUベトナムFTA(2015年8月に基本合意)も、TPP及びTPP11との関係では既存協定と扱われる。

85- 相手国との合意に基づくGI保護の修正(取下げ)方式も認められると解される。

定めている(14.23条2項(d)脚注2)。さらに、一方の締約国の要請があった場合には、保護されたGIの保護の継続に影響を及ぼす問題に関し、相互に受け入れ可能な解決を得るため、附属書の改正のための協議を行う義務を定めている(14.30条4項)。

日本は、TPP協定の前記最終合意を踏まえ、日EU・EPA交渉において、GI法を改正して国際協定に基づいてGIを保護する方向に舵を切った。国際協定に基づくGI保護について事前異議(意見提出)の機会を設けることには日EU双方とも特段異論はなかった。EUは日本側のGIを随時公示して異議申立ての機会(2か月間)を与えており、日本も2017年7月にEU側のGIを公示して、3か月間意見を受け付けている。

他方で、保護されたGIの事後取消しについては、EUの立場は、保護されたGIは原産国においてのみ取り消すことができるというものであり、相手国による一方的取消しは認められないというものであった。これに対して日本は、保護された相手国のGIであっても、例えば日本において一般名称化したと裁判所が判断した場合には国内で保護を与えることができなくなり、制度上もそのような可能性が担保されていたため、相手国の一方的取消しが許容されることを確保しようとした。

事後取消しについての交渉は難航したが、EU側の制度でも協定発効後一定期間は無効とされる可能性があることがわかり、国内登録か国際協定経由かを問わず、GIの登録を無効とするための法的手続を確保することで合意した。最終的には、一方的取消しについて言及せず、GI保護の継続に問題が生じた際の協議メカニズム(一方締約国の要請がある場合の協議義務)を設けることで合意し、国内法と条約の整合性を確保した。

(6)以上見てきように、国際協定に基づくGI保護の規律については、TPP締約国間又は締約国が非締約国との間でGIの保護を協定経由で約束する場合、十分な事前異議の機会を提供することにより利害関係者が実質的に保護プロセスに関与することを認めることになった。国際交渉は通常は秘密交渉であることから、このようなプロセスは異例と言えなくもない。しかし、十分な事前異議の機会を提供することによって、協定合意を将来的に安定させる効果を期待することもできよう⁸⁶。

8. 結びに代えて

(1)日本におけるGI保護制度、特に農産品の sui generisの制度は、地域ブランド商品を地域共有の知的財産として保護し、生産業者の利益の増進と消費者の信頼の保護を図ることを目的として創設されたが⁸⁷、生まれたときから(正確には生まれる前から)米国とEUというGI保護における二大勢力との間で同時に行われた協定交渉に巻き込まれ、その中で両協定の衝突を回避しつつ確保したスペースの中で制度改正を行い、両協定の義務に整合させるという困難な作業を経て、現在の制度に至っている。本稿で取り上げた論点以外にも、公示の方法や提出された意見の取扱い、先使用の調査や期間制限(酒類は5年、農産品は7年)、取り締まるべき使用の範囲、税関での対応⁸⁸、日本での加工と明細書との関係(日EU・EPA14.25条5項及び6項)など、様々な問題を交渉中に検討し、法改正も含めて対応してきた。

国内のGI保護制度の在り方や運用については様々な意見や見方があると思われるが⁸⁹、その点を議論することは本稿の目的ではないため、別の機会に譲りたい。まずは、TPPと日EU・

86-EU側も、このような事前手続を行うことで相手国における保護に問題が生じ得るGIを事前に特定して個別の対応をするアプローチを愛好しており、また協定発効後に米国から適正手続が取られていなかったとの批判を避ける狙いもあると思われる。また、前掲脚注18・大町644～645頁もこの効果を指摘している。

87-朝日健介「法令解説：地理的表示法の制定-「地域ブランド産品」を地域共有の知財に」(時の法令, 1973号, 2015年)30～31頁。

88-日EU・EPA14.51条脚注2は、日本については、GIを国境措置の対象にしくとも、権限ある当局による行政上の措置であって、侵害疑義品が国内市場に解放されることを防止することを定めることでよいとしている。具体的には、税関と国税庁や農林水産省の協力による対策を指している。

89-高倉成男「地理的表示制度の運用と課題」(明治大学法科大学院論集23所収, 2020年)、伊藤成美・鈴木将文「地理的表示保護制度に関する一考察-我が国の地理的表示法の位置づけを中心として-」(知的財産法政策学研究, Vol.47, 2015年)他。

EPAとの整合性を確保した日本のGI制度が、これまでの経験を活かしながら今後も発展していくことを期待したい。また制度の円滑な運用のためには、審査や執行面での関係省庁間の情報共有や調整といった協力がますます重要となる。さらに、日EU・EPAのGI保護規定⁹⁰が今後の外国とのGI相互保護のモデルとして活用されることも期待される⁹¹。

(2) 米国が主導したTPPのGI保護の規律は、米国自身がTPPから離脱したことにより一旦潰れたかに見えたが、TPP11の発効により環太平洋地域において復活した。また、ASEAN+6で構成される地域的な包括経済連携(RCEP)協定も、2020年11月にインドを除く15か国で署名されたが、同協定のGI規律はTPP型である(D節, 11.29条～11.35条)。他方、ASEAN諸国の中には、EUとも交渉中の国(インドネシア⁹²)や、将来EUと交渉(再開)する可能性のある国も少なく(タイ、マレーシア、フィリピンとEUの交渉は現在停止中)、TPP型規律とEUとのGIの相互保護を両立させた日本の経験に強い関心を示した。

(3) EUは、2018年6月から豪州とニュージーランドとの各FTA交渉を進めており、GI保護についても議論している⁹³。豪州は、EUの農産品172産品(英国の6産品を含む)及び蒸留酒236産品(英国の2産品を含む)のGIについて事前の公示を行っている(ぶどう酒のGIについては豪EUワイン協定が別途ある)⁹⁴。ニュージーランドも、EU側GIを2,200近く公示したほか、大きな制度改正を伴い得るGI保護制度をどう設

計するかについて国内でコンサルテーションを行った⁹⁵。さらにEUは2020年9月、中国との間でそれぞれ100産品のGIを相互に保護するGI保護協定に署名した⁹⁶。EUは、TRIPS協定23条プラスレベルの対象産品を非農産品(手工芸品や鉱工業品)に拡大するための規則改正に向けた作業を進めている。

米国は、新政権の下でのTTP復帰にはかなり時間がかかると考えられるが、復帰する場合には再交渉においてGI規律の強化を主張することも予想される。またEUとのTTIP交渉が再開されれば、米EU間でGI保護を巡る直接の議論が再開されることになる。

(4) FTA・EPA交渉におけるGI保護を巡るデファクトスタンダード化を目指す動きは今後も続いていくことが予想される。また、途上国がGI保護制度の導入や国際協定に基づく保護を進めることにより、国際交渉の場において途上国側の主張が強まることも考えられる。これらの勢力争いが一段落した後、最終的に多数国間フォーラムの議論にどのように影響するのかは見通せないところである。当面は、米国と立場を同じくする豪州とニュージーランドが、EUとどのようなGIの合意をし、どのような国内制度でそれを実施するのかが注目される。日本は、地域団体商標制度とsui generis制度の両方を有し、国際協定に基づくGIの相互保護の経験もあることから、制度の設計や運用面も含め、GI保護に係る二国間協力や国際的な議論への貢献にも期待したい。

90-2021年2月1日に日本とEUの各28産品のGIが日EU・EPAの附属書に追加された。また、「西尾の抹茶」の国内登録が生産者団体の求めに応じて2020年2月に取り消されたため、同協定の附属書から削除された。

91-日英EPA(2021年1月1日発効)において、当初は日EU・EPAで保護されていた英国のGI(酒類3産品[うち2産品は北アイルランドを含むアイルランド島で生産されたものを対象とする]、農産品3産品)と日本側GI(酒類8産品、農産品47産品)を相互に保護している(附属書14-B)。また発効後の早い時期でのGI追加を想定している(14.34条5項)。

92-EU・インドネシアFTA交渉は、2020年6月のヴァーチャル会合において、相手方のGIリストに対して異議申立てがいずれもなかったとしている(欧州委員会発表の会合レポート：https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/july/tradoc_158900.07.10%20public%20report%20virtual%20round.doc.pdf)。

93-欧州委員会ウェブサイトEUが豪州に提案した条文が掲載されている

(https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/july/tradoc_157190.pdf)。

EUがNZに提案した条文も同じである(https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/july/tradoc_157204.pdf)。

94-豪州外務貿易省ウェブサイト(<https://www.dfat.gov.au/trade/agreements/negotiations/aeufta/public-objections-gis/Pages/list-of-european-union-geographic-indications-gis>)参照。

95-ニュージーランド外務貿易省ウェブサイト(<https://www.mfat.govt.nz/en/trade/free-trade-agreements/free-trade-agreements-under-negotiation/european-union-eu-new-zealand-free-trade-agreement/geographical-indications/>)参照。

96-対象産品はぶどう酒、蒸留酒のほか農産品も含み、TRIPS協定23条プラスの保護を約束している。欧州委員会のウェブサイト(https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/china-100-named-products-eu-china-agreement_en.pdf)参照。